

ID: 162

担当部署: 産業観光課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町農業農村整備事業分担金徴収条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第128号		
<p>【根拠条文】 (分担金被徴収者の範囲) 第3条 分担金は、事業の施行により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (分担金の額) 第4条 分担金の額は、当該事業に要する経費のうち、県から交付を受ける補助金及び町負担相当額を除いた額を受益者から徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日